相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市北区紫野下柳町四六番地、最後の住所京都市右京区西京極南庄境町六番地介護老人福祉施設花友にしこうじ

被相続人　亡　野田　花子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年七月十八日

事務所京都市西京区樫原中垣外七番地三

相続財産管理人　司法書士　山本　拓生

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府枚方市渚南町二八五番地二一、最後の住所大阪府枚方市渚南町一一番五号

被相続人　亡　吉野　作夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年七月十八日

大阪市北区西天満四丁目九番一二号リーガル西天満ビル七〇三

相続財産管理人弁護士　藤井　伸介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市須磨区離宮西町一丁目七番地一、最後の住所神戸市須磨区離宮西町一丁目二番二〇―八〇五号　被相続人　亡　荒木　泰雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年七月十八日

事務所神戸市須磨区飛松町五丁目一番五号

相続財産管理人　司法書士　足立　英幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県彦根市本町一丁目一四四番地、最後の住所神戸市須磨区大田町一丁目三番三〇号二〇四号　被相続人　亡　高橋　敏明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年七月十八日

神戸市中央区御幸通七丁目一番一五号三宮ビル南館五階　神戸H．I．T．法律事務所

相続財産管理人　弁護士　久米　知之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県海南市重根九三三番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　乾　正朝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年七月十八日

和歌山県和歌山市三木町南ノ丁一八番地

ライオンズマンション和歌山三木町二〇二号　相続財産管理人　弁護士　窪川　亮輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県田辺市上秋津四四六番地、最後の住所和歌山県田辺市高雄一丁目八番一七号

被相続人　亡　山本千鶴子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年七月十八日

和歌山県西牟婁郡上富田町市ノ瀬七一三番地の二

相続財産管理人　弁護士　中松　村夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県南宇和郡愛南町御荘長月一一一番地、最後の住所愛媛県南宇和郡愛南町御荘長月一一一番地　被相続人　亡　富岡〃ノル

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年七月十八日

愛媛県南宇和郡愛南町御荘平城四一七一番地一マイスターハウス一〇三号

相続財産管理人　司法書士　増本　園

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県香美市土佐山田町松本四六番地、最後の住所高知県香美市土佐山田町一六八二番地　県住一棟一〇号

被相続人　亡　中西　明美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年七月十八日

事務所高知県高知市越前町二丁目一二番五号

相続財産管理人　山原　紗希

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第8条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書2通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成24年7月18日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①財団法人住宅管理協会　②国土交通大臣(1)7767　③理事長　福田秀文　④東京都千代田区神田神保町二丁目5番地北沢ビル　廃止した従たる事務所　東京都墨田区江東橋三丁目13番1号KS15ビル8階　埼玉県所沢市日吉町15番14号所沢第一生命ビル4階　大阪府堺市堺区北花田口町3丁2番6号ニッセイ堺東ビル1階　⑤1500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都千代田区神田神保町二丁目5番地北沢ビル　財団法人住宅管理協会　理事長　福田秀文

①美富士商会　②東京都知事(9)36955　③渡辺恒法　④東京都新宿区大久保1丁目17番7　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都杉並区成田東3丁目21番5　美富士商会　渡辺恒法

①みどりが丘不動産　②長野県知事(1)4990　③足立文泰　④長野県上田市緑が丘1－3－19　⑤1000万円　⑥長野県知事　⑦長野県上田市緑が丘1－3－19　みどりが丘不動産　足立文泰

①有限会社ピューティープランニング　②大阪府知事(1)56329　③代表取締役　仕合忠孝　④大阪府和泉市室堂町841番地の9　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪府和泉市室堂町841番地の9　有限会社ピューティープランニング　代表取締役　仕合忠孝

①日光化成株式会社　②大阪府知事(1)1331　③代表取締役社長　利倉一彰　④大阪府大阪市北区大淀北1丁目6番41号　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪府大阪市北区大淀北1丁目6番41号　日光化成株式会社　代表取締役社長　利倉一彰

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県伊佐市大口針持三〇二二番地八号、最後の住所鹿児島県伊佐市大口針持一七〇三番地三　被相続人　亡　折小野昭男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年七月十八日

鹿児島県伊佐市大口元町一九番地一

相続財産管理人　司法書士　大塚　一陽